

人を対象とした研究倫理ガイドライン

法政大学大学院国際文化研究科・国際文化専攻倫理委員会

(公開第 1 版 : 2020.07.14)

法政大学大学院国際文化研究科・国際文化専攻倫理委員会の略称は法政国際文化倫理委員会とし、以下この名称を使用する。

1. 同意・同意撤回・権利の告知について

- (1) 研究・調査の協力依頼に際しては、協力者に同意書を提出してもらうこと。
- (2) 質問紙を用いる場合には、1 ページ目に「この調査への回答は任意です。参加しなくても一切の不利益はありません。また、一旦参加を承諾した後でも、自由に参加を撤回することができます」等の文章を入れ、必ず口頭でも同意・同意撤回の自由を伝えること。
- (3) 記名式で質問紙調査を実施する場合は、上記の(1),(2)に加え、同意の確認を行う前に調査データの取り扱い（どの程度の範囲で個人情報を使用するのか、使用した後の調査票をどのように処分するのか）について、文書（質問紙の場合は1 ページ目に記載）および口頭で説明すること。
- (4) 研究・調査の協力依頼に際しては、同意の確認を行う前に拘束時間や身体的・心理的負担について、文書および口頭で説明すること。
- (5) 研究・調査の協力依頼に対する同意の確認は、同意書を用い、協力者に同意欄に署名してもらう、あるいは「同意します」欄に「○」印をつけてもらうなど、明確な形で実施する。
- (6) 原則として、同意は研究・調査実施前に協力者本人から得ることとする。また、社団法人日本心理学会倫理規程（2009, p. 11）では、代諾者に関し、次のように規定している（国際文化研究科における研究・調査に関しても示唆的である）。
「たとえば、子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、通常の方法の説明では研究内容の理解を得られたと判断できない研究対象者の場合には、理解を得るために種々の方法を試みるなど最善を尽くす必要がある。その努力にもかかわらず自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。」
上記のような乳幼児・小学生など、協力者本人に研究・調査への参加の判断ができない場合や、研究・調査の計画上、事前に協力者本人から同意を得ることができない場合には、その理由および同意を得る具体的な手続きについて、研究計画申請書の備考欄に記し、倫理委員会がそれを審議し、研究・調査の正当性、妥当性を判断する。

2. 心身への負担および危険への配慮について

- (1) 質問紙への回答を求める場合、協力者の負担が必要最低限ですむよう、質問項目の数や構成を考慮すること。
- (2) インタビュー調査を実施する場合、協力者の精神的・身体的状態に配慮し、インタビュー時間、インタビュー内容などに関し、細心の注意を払うこと。
- (2) 研究・調査に関連して実験などを行う場合は、必要最低限の身体的・心理的負担ですむよう、手続き上の配慮を怠らないこと。

3. プライバシーの保護、資料およびローデータの管理、個人情報保護について

- (1)論文発表，学会発表の際のプライバシーの保護について留意すること（協力者が個人の特定を希望しない場合等）。
- (2)得られたデータの保管場所，保管方法を決めておき，取り扱いに留意すること。
- (3)パソコンに研究・調査協力者の個人データを入力する場合には，その取り扱いに十分に留意すること（USBメモリも同様）。可能な限り，個人データの輸入は避けること（協力者が個人の特定を希望しない場合等）。
- (4)無記名式の調査においては，データ内容から個人が特定できないよう十分に配慮すること。
- (5)調査・研究のためにビデオや写真を撮影する場合には，被写体となる人々のプライバシーや肖像権に十分配慮すること（協力者が個人の特定を希望しない場合等）。

4. 論文，レポートの作成について

- (1)修士論文，博士論文，その他，学術雑誌投稿論文などを作成する際には，剽窃をしてはならない。
- (2)論文に，著作，論文，記事等を引用する場合には，引用の範囲と出典を明示しなければならない。
- (3)研究・調査の手続きは，協力者のプライバシーに十分配慮した上で，詳細かつ明瞭に記載すること。
- (4)協力者の募集および決定方法について記載すること。
- (5)論文の作成において，データの改ざん，ねつ造は決してしてはならない。また、恣意的にデータの一部を削除してはならない。

5. 結果のフィードバックについて

- (1)研究・調査で得られた結果の，協力者へのフィードバックの方法は，研究計画書作成時までには決定しておくこと。また協力者には，研究・調査への参加同意を確認する（同意書にサインをもらう）前に，結果のフィードバックの方法について予め伝えておかななければならない。

6. 研究・調査の実施について

- (1)研究・調査を行う場合には，法政国際文化倫理委員会に「研究計画申請書」を提出し，承認をえること。ただし，研究分野によっては法政国際文化倫理委員会に「研究計画申請書」を提出し，承認を得る必要のない学問分野もあると思われる。その判断は，各教員，学生の場合は主指導教員，副指導教員に委ねるものとする。
- (2)大学院生（修士課程，博士課程）の場合は，申請に先立って指導教員の許可を得ること（「研究計画申請書」に指導教員の許可印が必要）。また，研究・調査開始後は，指導教員，副指導教員が研究・調査の進捗状況が把握できるよう，連絡を密に取ること。

以上